

徳島大学薬学部自己点検・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学薬学部、大学院薬学研究科及び大学院医歯薬学研究部薬学域の教育・研究・管理運営等において、全国的及び国際的な観点から個性的で特色ある薬学部を創造するために必要な自己点検・評価に関する審議を行うため、徳島大学薬学部を設置する自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の審議事項、組織等について定める。

(目的)

第2条 委員会は、薬学部教員及び薬学部内組織の多面的な活動状況を客観的に点検・評価し、もって薬学部の発展及び活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 種々の点検・評価に関する学部長の諮問に対する答申
- (2) 薬学部教員及び薬学部内組織に関する多面的かつ公平な点検・評価
- (3) 定量的・客観的評価方法及び恒久的評価方法の構築に関する研究
- (4) その他職員会議の議を経て学部長が必要と認めた事項

(評価内容)

第4条 評価内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 薬学部、大学院薬学研究科及び大学院医歯薬学研究部薬学域の種々の分野における活動状況
- (2) 学部長、副学部長、コース長、附属センター長の管理運営
- (3) 各種委員会の活動
- (4) 各教員の教育・研究活動及び学会・社会活動
- (5) 各教員の管理運営活動
- (6) その他職員会議の議を経て学部長が必要と認めた事項

(評価方法)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる方法により評価を行う。

- (1) 無作為に選出された学外（外国人を含む）有識者による評価の依頼
- (2) 定期的な業績発表
- (3) 教員によるアンケート
- (4) 学部学生及び大学院生によるアンケート
- (5) その他委員会が必要と認めた方法

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長以外の教授 4人
- (2) 准教授、講師（非常勤講師を除く。）又は助教 3人

2 前項各号の委員は、教授会の議を経て、薬学部長が命ずる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号委員の中から委員会が選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことが

できる。

(専門委員会)

第10条 委員会に自己点検専門委員会を置くことができる。

2 自己点検専門委員会は、委員会の求めに応じて評価に用いる資料の作成を行う。

3 自己点検専門委員会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(任期)

第11条 第6条第1項各号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることができる。

(評価結果の開示)

第12条 委員長は評価結果を学部長に報告するものとし、個人評価結果については原則として被評価者に該当事項のみを開示する。

(評価結果に対する異議の申し出と回答)

第13条 評価方法及び結果に対する異議は、文書で委員長に申し出るものとする。

2 委員長は、速やかに委員会を開いて異議の内容について審議し、文書で回答しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成11年6月24日から施行する。

2 この規則施行後最初に選出される委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、規則施行時の学部長の任期終了までとする。

附 則

この規則は、平成18年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年11月13日から施行し、平成21年4月1日以降に就任する自己点検・評価委員会委員について適用する。

2 この規則の施行の際、現に自己点検・評価委員会委員である者の任期は、改正前の規則第11条の規定にかかわらず、平成21年3月31日まで延長するものとし、当該任期期間に自己点検・評価委員会委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成23年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年９月１日から施行し、令和７年７月１日から適用する。